

【公開版】

2022 濃計発第61号

2022年12月26日

原子力規制委員会 殿

青森県上北郡六ヶ所村大字尾駸字沖付4番地108

日本原燃株式会社

代表取締役社長 社長執行役員 増田 尚宏

加工施設に関する設計及び  
工事の計画の軽微な変更の届出

別紙のとおり加工施設に関する設計及び工事の計画を変更したため、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第16条の2第5項の規定に基づき届け出いたします。

本書類の記載内容のうち、          内の記載事項は、商業機密又は核不拡散に係る情報に属するものであり、公開できません。

# 別 紙

一 名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称 日本原燃株式会社  
住 所 青森県上北郡六ヶ所村大字尾駸字沖付4番地108  
代表者の氏名 代表取締役社長 社長執行役員 増田 尚宏

二 変更に係る加工施設の概要

1. 事業所の名称及び所在地

名 称 濃縮・埋設事業所  
所 在 地 青森県上北郡六ヶ所村大字尾駸字野附504番地22

2. 変更に係る加工施設の種類

濃縮施設 カスケード設備

三 法第十六条の二第一項又は第二項の認可年月日及び認可番号

認 可 年 月 日 令和3年7月26日  
認 可 番 号 原規規発第2107269号

四 変更の内容

添付1及び添付2のとおり

五 変更の理由

令和3年7月26日付け原規規発第2107269号にて認可された設計及び工事の計画において、カスケード設備の主要配管の設計条件及び仕様に関する記載の適正化が必要な箇所が認められたため、添付1のとおり変更を行った。

また、添付書類における工事範囲境界の図示位置等について、記載の適正化が必要な箇所が認められたため、添付2のとおり変更を行った。

なお、上記の変更内容は、技術基準規則への適合性評価に影響がなく、核燃料物質の加工の事業に関する規則第三条の二第2項に規定される核的制限値である間隔を小さくしないものその他加工施設の保全上支障のない変更該当する。

添付 1

令和3年7月26日付け原規規発第2107269号にて認可された設計及び工事の計画の本文「三 変更に係る加工施設の区分並びに設計及び工事の方法\_II 個別施設\_ロ 濃縮施設\_1. 設計条件及び仕様\_1.1 カスケード設備」について、記載の一部を次のとおり変更する。

変更箇所	変更内容
(1) 2A カスケード系 (RE- <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span> ) a. 主配管 ・主要配管 (2A カスケード系 (RE- <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span> ))	添付 1-1 のとおり変更する。

変更前										変更後										変更理由等
変更前					変更後					変更前					変更後					変更理由等
名称 <sup>#1</sup>	最高使用圧力 <sup>#2</sup>	最高使用温度 <sup>#3</sup>	流体等の種類 <sup>#3</sup>	臨界管理核的制限値濃縮度 <sup>#4</sup>	外径 <sup>#4</sup>	厚さ <sup>#4</sup>	主要材料	名称 <sup>#1</sup>	最高使用圧力 <sup>#2</sup>	最高使用温度 <sup>#3</sup>	流体等の種類 <sup>#3</sup>	臨界管理核的制限値濃縮度 <sup>#4</sup>	外径 <sup>#4</sup>	厚さ <sup>#4</sup>	主要材料					
																単位	単位	単位	単位	
2Aカスケード系 (RE- <span style="background-color: black; color: black;">          </span> )	hPa	℃	-	%	mm	mm	-	2Aカスケード系 (RE- <span style="background-color: black; color: black;">          </span> )	hPa	℃	-	%	mm	mm	-					
-				- <sup>#5</sup>				2Aカスケード系第1支持点～ 速心分離機 (RE- <span style="background-color: black; color: black;">          </span> )	上限: 960 <sup>#6</sup> 下限: 0 <sup>#6</sup>	40	気体 UF <sub>6</sub>	5 以下	34.0 114.3 139.8 165.2	3.0 3.0 3.4 3.4	-					
2Aカスケード系 (RE- <span style="background-color: black; color: black;">          </span> )				- <sup>#5</sup>				2Aカスケード系第1支持点～ 速心分離機 (RE- <span style="background-color: black; color: black;">          </span> )	上限: 960 <sup>#6</sup> 下限: 0 <sup>#6</sup>	40	気体 UF <sub>6</sub>	5 以下	34.0 114.3 139.8 165.2	3.0 3.0 3.4 3.4	-					
<p>注記</p> <p>*1: 記載の適正化。既設工認には「設備機器名称」と記載。                  *2: 記載の適正化。既設工認には「材料・構造 (温度, 圧力)」と記載。                  *3: 記載の適正化。既設工認には「核燃料物質の状態」と記載。                  *4: 記載の適正化。既設工認には「主要寸法」と記載。                  *5: 金属胴遠心機的主要配管から新型遠心機的主要配管への変更であるが, 金属胴遠心機的主要配管については別途申請の「新規制基準への適合に係る申請 (第1回申請～第5回申請)」の第3回申請にて撤去することを申請しており, 認可済みであることから「-」とする。                  *6: 圧力の表記は, 絶対圧力とする。なお, ゲージ圧力を示す場合は単位記号の後に G 又は Gauge を付し, ゲージ圧力であることを明確にする。以降の圧力の表記も同様とする。</p>																				
<p>1. 設計条件及び仕様</p> <p>1.1 カスケード設備</p> <p>(1) 2Aカスケード系 (RE-<span style="background-color: black; color: black;">          </span>)</p> <p>a. 主配管</p>																				
<p>1. 設計条件及び仕様</p> <p>1.1 カスケード設備</p> <p>(1) 2Aカスケード系 (RE-<span style="background-color: black; color: black;">          </span>)</p> <p>a. 主配管</p>																				
変更前					変更後					変更前					変更後					変更理由等
名称 <sup>#1</sup>	最高使用圧力 <sup>#2</sup>	最高使用温度 <sup>#3</sup>	流体等の種類 <sup>#3</sup>	臨界管理核的制限値濃縮度 <sup>#4</sup>	外径 <sup>#4</sup>	厚さ <sup>#4</sup>	主要材料	名称 <sup>#1</sup>	最高使用圧力 <sup>#2</sup>	最高使用温度 <sup>#3</sup>	流体等の種類 <sup>#3</sup>	臨界管理核的制限値濃縮度 <sup>#4</sup>	外径 <sup>#4</sup>	厚さ <sup>#4</sup>	主要材料					
																単位	単位	単位	単位	
2Aカスケード系 (RE- <span style="background-color: black; color: black;">          </span> )	hPa	℃	-	%	mm	mm	-	2Aカスケード系 (RE- <span style="background-color: black; color: black;">          </span> )	hPa	℃	-	%	mm	mm	-					
-				5 以下				2Aカスケード系第1支持点～ 速心分離機 (RE- <span style="background-color: black; color: black;">          </span> )	上限: 960 <sup>#9</sup> 下限: 0 <sup>#9</sup>	40	気体 UF <sub>6</sub>	5 以下	34.0 114.3 139.8 165.2	3.0 3.0 <sup>#7</sup> 3.0 <sup>#8</sup> 3.4 <sup>#8</sup>	-					
2Aカスケード系 (RE- <span style="background-color: black; color: black;">          </span> )				5 以下				2Aカスケード系第1支持点～ 速心分離機 (RE- <span style="background-color: black; color: black;">          </span> )	上限: 960 <sup>#9</sup> 下限: 0 <sup>#9</sup>	40	気体 UF <sub>6</sub>	5 以下	34.0 114.3 <sup>#5</sup> 139.8 <sup>#5</sup> 165.2	3.0 3.0 <sup>#7</sup> 3.0 <sup>#8</sup> 3.4 <sup>#8</sup>	-					
<p>注記</p> <p>*1: 記載の適正化。既設工認には「設備機器名称」と記載。                  *2: 記載の適正化。既設工認には「材料・構造 (温度, 圧力)」と記載。                  *3: 記載の適正化。既設工認には「核燃料物質の状態」と記載。                  *4: 記載の適正化。既設工認には「主要寸法」と記載。                  *5: 金属胴遠心機的主要配管から新型遠心機的主要配管への変更であるが, 金属胴遠心機的主要配管については別途申請の「新規制基準への適合に係る申請 (第1回申請～第5回申請)」の第3回申請にて撤去することを申請しており, 認可済みであることから「-」とする。                  *6: 変更前の既設配管の範囲は, 2Aカスケード系第1支持点から新設配管との取合い部までである。                  *7: 既設配管 (2Aカスケード系第1支持点から新設配管との取合い部) を流用する範囲。                  *8: 既設配管 (2Aカスケード系第1支持点から新設配管との取合い部) を流用する一部の範囲を含む。                  *9: 圧力の表記は, 絶対圧力とする。なお, ゲージ圧力を示す場合は単位記号の後に G 又は Gauge を付し, ゲージ圧力であることを明確にする。以降の圧力の表記も同様とする。</p>																				
<p>残存する既設配管の仕様を追記するとともに, 既設配管を一部流用することを注記にて明確にする。</p>																				

## 添付 2



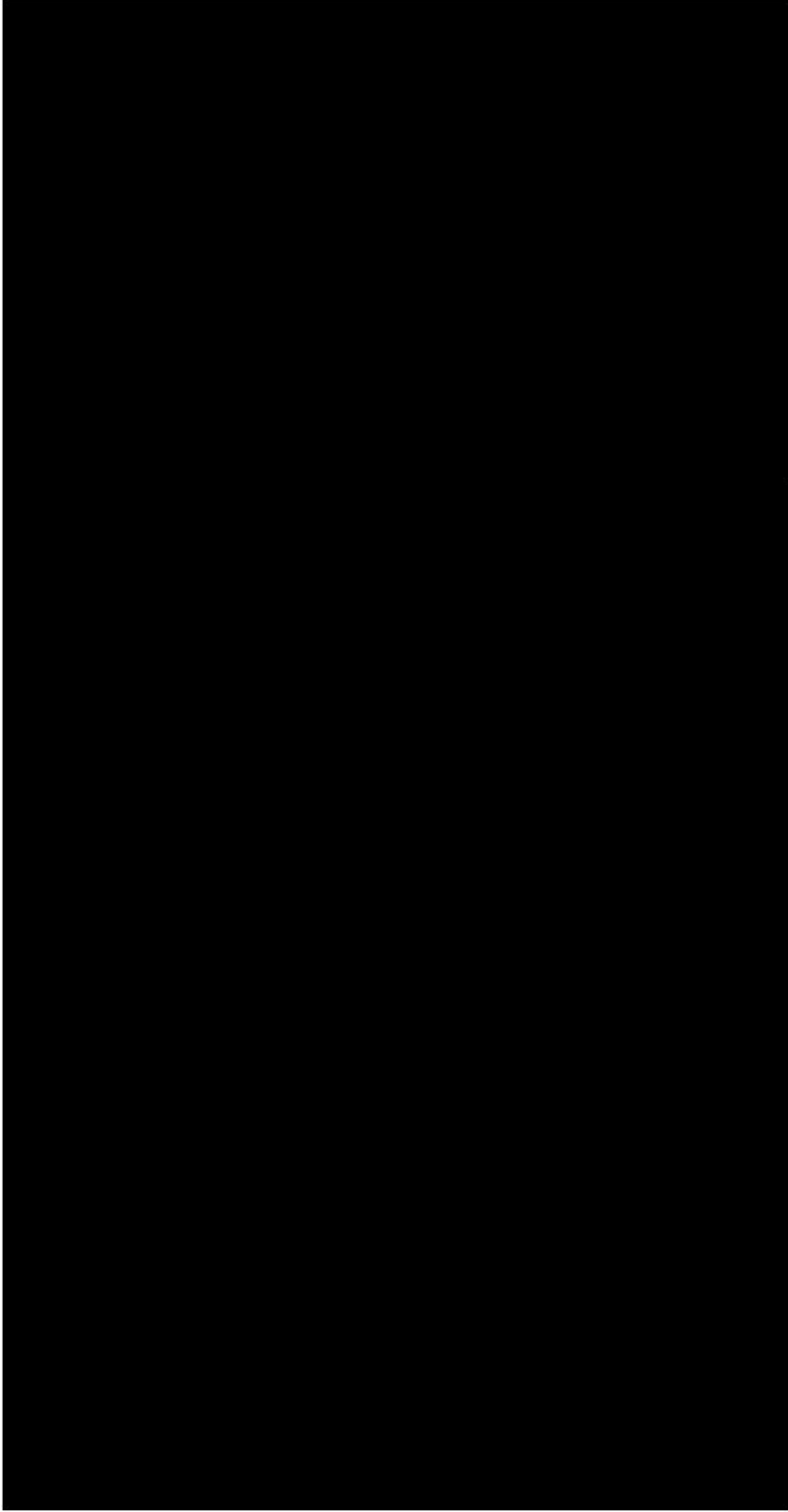
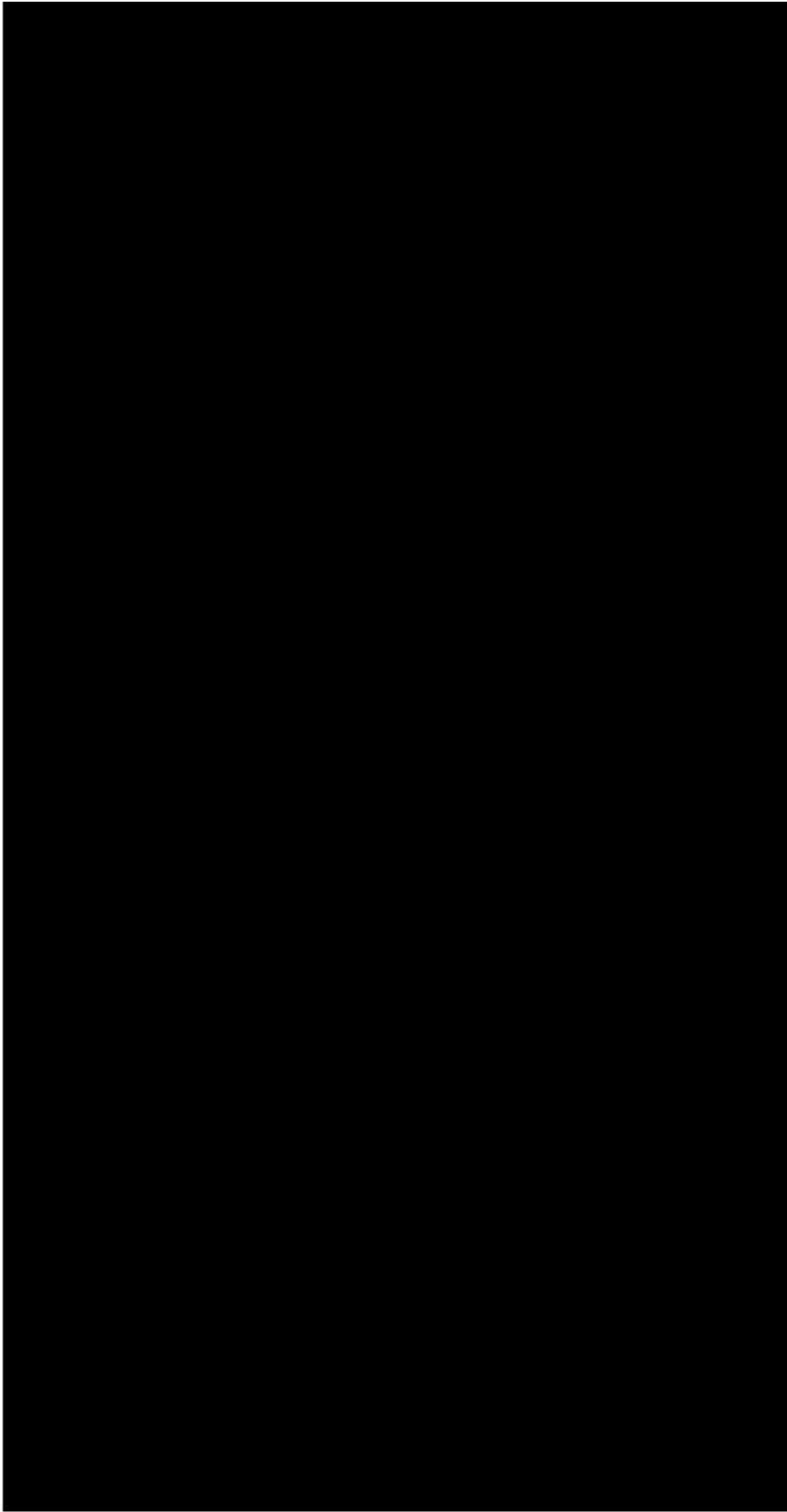
令和3年7月26日付け原規規発第2107269号にて認可された設計及び工事の計画の「添付書類（3） 加工施設の技術基準への適合性に関する説明書」について、記載の一部を次のとおり変更する。

変更箇所	変更内容
V-1-1-2 加工施設の閉じ込めの機能に関する説明書 図 2-1.2 カバー又はシート施工範囲図(カスケード設備「カスケード室詳細」)	添付 2-1 のとおり変更する。
V-2 加工施設に関する図面 V-2-1 系統図 図 1.1.2 カスケード設備 系統概略図「カスケード室詳細」	添付 2-2 のとおり変更する。

変更前後比較表

変更前	変更後	変更理由等
 <p>(凡例)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>□ : 新設する範囲の境界</li><li>△ : 各室内の第1支持点</li><li>△ : 各室内の第2支持点</li><li>■ : 保温材</li><li>■ : カバー又はシート施工範囲</li></ul> <p>図2-1.2 カバー又はシート施工範囲図 (カスケード設備「カスケード室詳細」)</p>	 <p>(凡例)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>□ : 新設する範囲の境界</li><li>△ : 各室内の第1支持点</li><li>△ : 各室内の第2支持点</li><li>■ : 保温材</li><li>■ : カバー又はシート施工範囲</li></ul> <p>図2-1.2 カバー又はシート施工範囲図 (カスケード設備「カスケード室詳細」)</p>	<p>変更理由等</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 工事範囲境界に関する配管支持点の図示位置等の記載を適正化する。</li></ul>

変更前後比較表

変更前	変更後	変更理由等
 <p>(凡例)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>□ : 新設する範囲の境界</li><li>△ : 各室内の第1支持点</li><li>△ : 各室内の第2支持点</li></ul> <p>図1.1.2 カスケード設備 系統概略図「カスケード室詳細」</p>	 <p>(凡例)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>□ : 新設する範囲の境界</li><li>△ : 各室内の第1支持点</li><li>△ : 各室内の第2支持点</li></ul> <p>図1.1.2 カスケード設備 系統概略図「カスケード室詳細」</p>	<p>変更理由等</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 工事範囲境界に関する配管支持点の図示位置等の記載を適正化する。</li></ul>